

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
岩手県立久慈拓陽支援学校

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第2条に示されるように児童生徒の心身に苦痛を与える行為であり、教育を受ける権利や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻なものである。また、誰でも加害者にも被害者にもなりうるものでもある。

このようなことから、本校では法13条及び県の「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、未然防止と早期発見に重点を置く。そのために家庭及び関係機関等との連携・協力を得ながら、日頃からいじめの兆候を見逃さないように努める。また、本校の学校教育目標に掲げる「友達と仲良くし、思いやりのある人」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

2 学校いじめ対策組織

法22条に基づき、本校においていじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、総括教務主任、学部主事、生徒指導主事、生活指導部員、寮務主任、養護教諭、寄宿舎生活指導部長、学校運営協議会委員（重大事案発生時に招集）

※その他、必要に応じて適宜追加できるものとする。

(2) 取り組み内容

- ・いじめの未然防止等の取組の検討
- ・いじめに関する相談、報告への対応
- ・早期発見・事案対処の検討と決定
- ・「学校いじめ防止基本方針」の推進と見直し

(3) 開催について

年4回（4月、7月、12月、2月）を定例会とし、いじめと疑われる事案が発生した際には緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

3 いじめの防止対策のための取組

1 未然防止のための取組

- (1) 一人一人に応じた教育活動を行うとともに、豊かな情操と道徳心を培い、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに取り組む。
- (2) 学級活動や児童生徒会活動による主体的ないじめ防止の取り組みを進め、児童生徒自らが人権やいじめについて考える機会をもてるようにする。
- (3) いじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組みについてホームページや通信等での広報活動に努め、PTAの諸会議等でも周知を図る。
- (4) 年2回の研修等を通して、いじめ防止等に関する教職員の共通認識と資質向上を図る。
- (5) 学校評価においていじめ防止に対する取り組み状況を評価項目に位置づけ、適正に評価する。

2 早期発見のための取組

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くよう心がける。

- (2) 授業中や休み時間、放課後等の日常の観察については、いじめの行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも細かく目を配り、遊びやふざけ合いのように見える把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (3) いじめの兆候に気づいたときには、教職員が予防的介入を行う。
- (4) 児童生徒へのアンケート調査（年2回、小学部3年生以上対象）や個別面談等で情報収集を行う。

4 いじめの問題に対する早期対応

- (1) いじめ（疑いも含む）の発見、通報をうけたときには、事実関係を明らかにし、速やかに組織的な対応をする。対応にあたっては、いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (2) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (3) いじめの事案については、収集した情報を基に委員会を開催し、いじめであるか否かの判断、指導体制・対応方針の決定、関係機関との連携や通報等の必要性について適切に判断する。

※情報収集や事実確認の際の初動体制

- 発見職員（相談を受けた職員）からの報告
生徒指導主事→学部主事→副校長→校長
- 情報収集、事実確認
担任（舎担）、副担任、学年主任

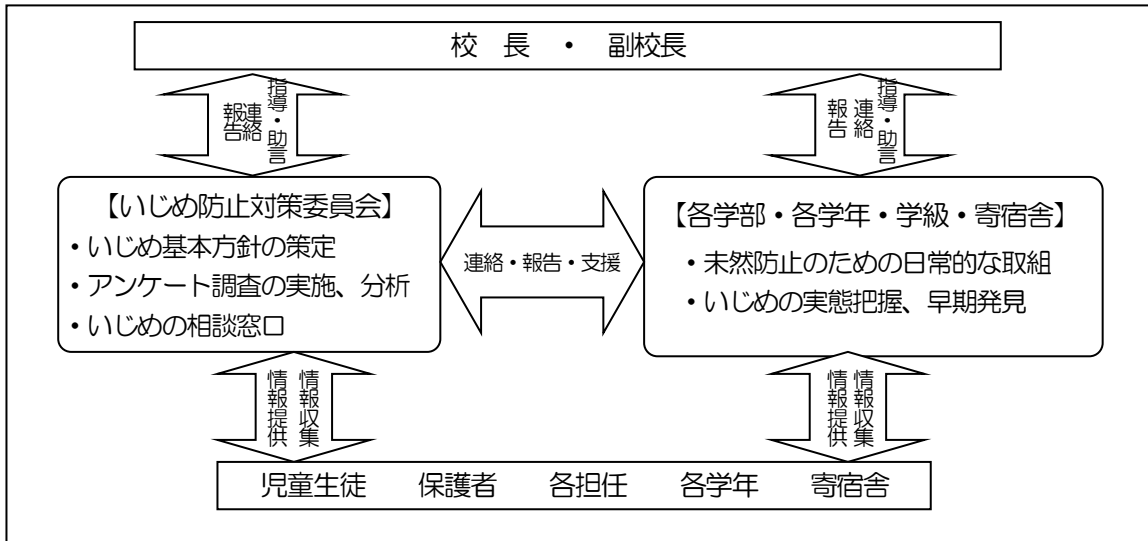
- (4) いじめの再発防止においては、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒が共に望ましい学校生活を送ることができるように教職員全体で連携を図りながら指導を行う。
- (6) 教育上必要があると認められるときには、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。
- (7) いじめが起きた集団への対応としては、自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるように支援する。
- (8) いじめの解消は、いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続し、いじめを受けた本人及び保護者に対し心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認できた場合とする。
- (9) インターネット上のいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、委員会で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。また、校内においては情報モラルの学習に取り組み、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、正しい使い方を身につけるよう指導を行う。

5 重大事態への対処

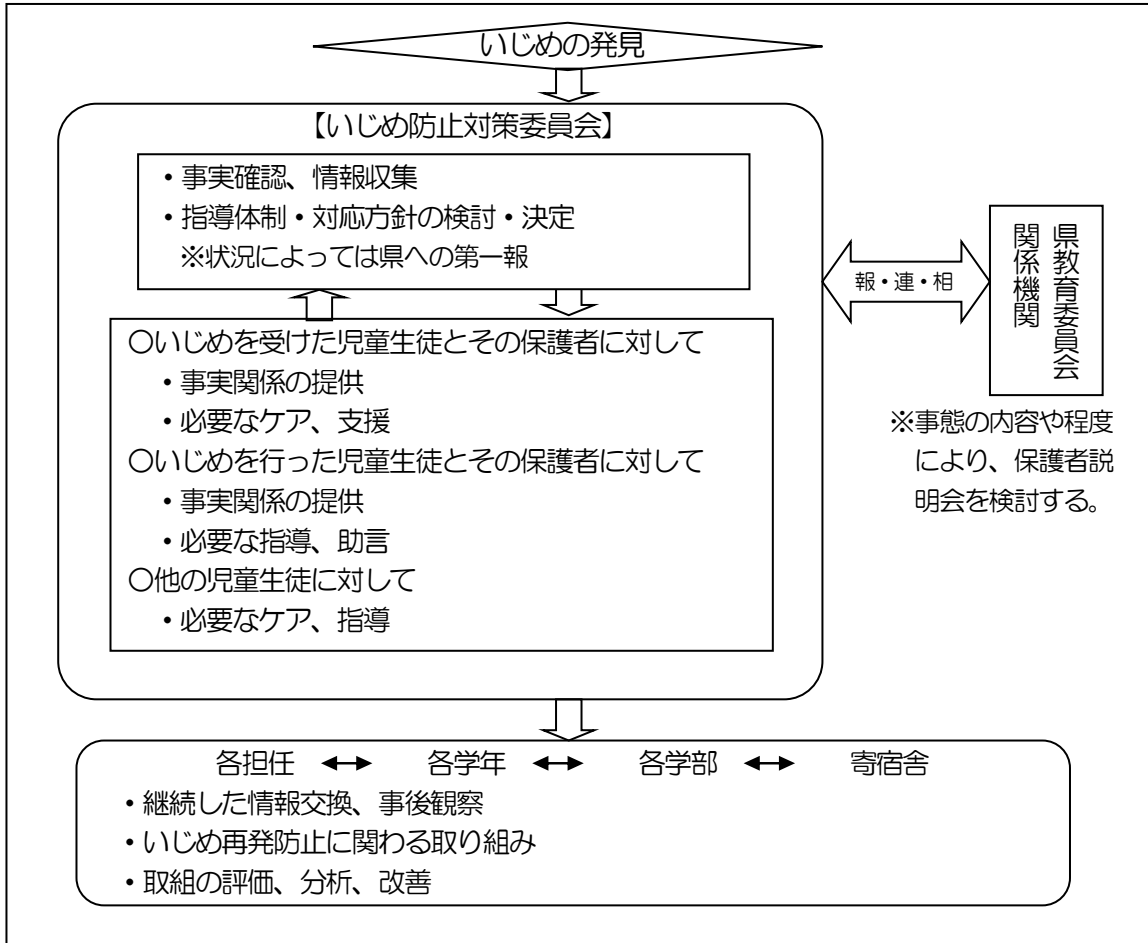
- (1) 重大事態については、以下の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめが原因で30日以上、欠席がある場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合
- (2) 重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、警察等関係機関や学校運営協議会委員とも連携を取り対応にあたる。

6 いじめ防止体制

(1) いじめ防止体制（平常時）



(2) いじめ防止体制（事態発生時）



■作成に関わる参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）文部科学省
- ・「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 26 年度 4 月）
- ・「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 9 月）